

関係者各位

京都市都市計画局都市景観部景観政策課  
(担当：前田、横川)  
075-222-3397

## 事前協議（景観デザインレビュー）における電子申請の本格導入について（お知らせ）

平素は本市の景観行政に御協力いただきありがとうございます。

令和7年11月から、申請者及び市職員双方にとって効率化を図ることを目的に、事前協議（景観デザインレビュー）において電子申請を試験的に導入してまいりました。

この度、令和8年4月1日から、事前協議（景観デザインレビュー）における申請について、電子申請を本格的に導入いたしますので、電子申請への御協力の程、よろしく願いいたします。

なお、今後も利用者を対象としたアンケートを行い、申請環境の向上を図ってまいります。

### 1 概要

#### (1) 用いるシステム

京都府・市町村共同窓口サービス（e-TUMO APPLY）

#### (2) URL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281331.html>

#### (3) 対象となる手続

京都市眺望景観創生条例第15条に基づく事前協議（景観デザインレビュー）

### 2 申請方法について

電子申請を本格的に導入するに当たり、申請方法は以下のとおりとします。

#### (1) 電子申請

#### (2) 紙申請

従来通り受付いたします。できる限り電子申請に御協力をお願いいたします。

#### (3) 郵送による申請【**廃止**】

電子申請の導入に当たり、郵送による申請は廃止いたします。

### 3 協議書等の押印について

紙及び電子申請ともに、副本への協議済印及び協議書への京都市長印の押印は省略いたします。